

平成22年度第5回

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成23年1月13日（木曜日）

午前10時から午前10時40分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成 22 年度第 5 回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成 23 年 1 月 13 日（木）午前 10 時から午前 10 時 40 分まで

場所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

出席委員：増田 聡 委員 浅野 孝雄 委員 井上 誠 委員
小林 達子 委員 福田 稔 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成 22 年度第 5 回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、佐藤企画部長より挨拶を申し上げます。

企画部長 新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。新年早々のお忙しい中、第 5 回目の大規模事業評価部会に御出席を賜りまして本当にありがとうございます。

前回の第 4 回部会では、大島架橋事業と登米地区統合校に係る校舎等改築事業につきまして、答申に盛り込むべき事項まで御審議いただきまして、おかげさまで、1 月 7 日に部会を代表していただきまして、増田部会長から知事に御答申いただきました。ありがとうございました。

本日はもう一つの事業であります拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業について御審議いただきますが、今年度予定している最後の審議事業となります。本日の部会では、県民意見の提出状況と、これまでの審議経過等について御説明した上で御審議いただき、答申に盛り込む事項まで取りまとめでいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

大変タイトなスケジュールで恐縮でございますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 本日は、増田部会長始め 5 名の委員に御出席をいただいております。

行政評価委員会条例第 4 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、奥村委員、京谷委員、西出委員におかれましては、所用のため欠席する旨連絡をいただいております。

では、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まず、次第、裏面が出席者名簿となっております。それから、資料 1，県民意見の提出状況について。資料 2，論点整理表。資料 3，答申（案）をお配りしてございます。また、評価調書につきましては、本日御持参いただくことにしておりましたが、お手元がない場合は、事務局の方へお申しつけ願ひます。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りますが、御発言の際には、机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願ひます。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフに願ひいたします。では、増田部会長、議事の進行につきまして、よろしくお願ひいたします。

増田部会長

おはようございます。これから議事に入りたいと思います。

まず初めに、議事録署名委員の指名ですが、今回は、小林委員と福田委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして会議の公開の件です。宮城県行政評価委員会運営規程第5条に基づいて、当会議は公開ということになります。傍聴に当たりましては本会場に掲示してあります宮城県行政評価委員会傍聴要領に従って傍聴していただくようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、議事の妨げにならないようお願いします。

本日の議事は、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業について、第1点目が県民意見の提出状況、第2点目が審議ということになっております。午前中の限られた時間ですが、円滑な議事進行ができますよう、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。第1に、県民意見の提出状況について、事務局及び担当課から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

企画・評価専門監

それでは、県民意見の提出状況について御説明いたします。

資料1を御覧ください。資料の表のページには、県民意見募集の周知方法等について、裏面には、県民からいただきました意見の概要と、今回提出された県民意見に対する事業担当課の見解を参考掲載しております。この事業担当課の見解につきましては、後ほど、事業担当課から説明させていただきます。

それでは、もう一度、表のページにお戻り下さい。意見募集は、ここに記載のとおり、昨年12月1日から本年1月4日まで、年をまたぎましたが35日間で実施いたしました。また、県民からの意見の受付は、郵便、ファクシミリ、電子メールで行い、御意見をいただくための資料等の情報提供は、3に記載のとおり、県のホームページ、県庁内の県政情報センター及び各地方振興事務所や地域事務所の県政情報コーナーなどで、事業の評価調書を公表する形で行いました。

また、意見募集の周知方法としましては、河北新報への掲載を行うとともに、デイトFMやTBCラジオにおいて計5回の放送を行い、併せて、県のメールマガジンの活用や、意見募集のチラシを県庁関係機関の他、コンビニエンスストアにも設置するなどして、周知を図ったところでございます。

結果として、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業につきましては、1件、5名の方からの御意見をいただきました。それでは、提出のありました県民意見の概要について、簡単に、御説明させていただきます。裏面を御覧ください。

こちらの御意見につきましては、意見の概要にもありますように、こども病院の北側斜面近くにお住まいの5名の方々から連名でいただきました。内容としましては、「建設計画では、こども病院北側に建設予定とのことであるが、この場所での建設となると、日照が遮られてしまうため、反対である。こども病院南側での建設を強く希望する。また、建設計画を進めるに当たっては、地域住民への影響を十分に調査していただきたい。あわせて、建設計画が確定する前に、住民への説明会を開催して欲しい。」といったものでございます。

以上が、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業に関する県民意見の提

出状況でございます。なお、ただいま御説明いたしました、県民の皆様から提出いただきました意見の概要につきましては、現在、県のホームページ等で公表しております。

また、これらの県民意見に対する評価への反映状況につきましては、今後、事業の評価結果がまとまった段階で、これから御説明をします事業担当課の見解等を踏まえまして、反映状況の調書を別途作成して、公表することとなります。

それでは、引き続き、県民意見に対する事業担当課の見解につきまして、事業担当課から説明いたします。障害福祉課よりお願いします。

障害福祉課長

それでは障害福祉課から御説明を申し上げます。事業担当課の見解ということですが、今回の移転につきましては、利用者の利便性や医療機能の向上を図るということで、そのためには、こども病院との一体的機能連携を前提として整備することが必要であると考えております。そのため、今回につきましては、こども病院敷地内に、同病院と接続して整備するというように検討してきました。

御意見にありました南側のプレイガーデンですが、重要な機能を担っております。治療というのは大変ストレスがかかるものですが、子どもや家族の心身のストレス軽減あるいはリハビリテーションの場としての機能を担っており、非常に重要な役割を果たしているということがございます。もう一点、宮城広瀬高等学校南側の駐車場ですが、ここは敷地規模が十分ではなく、形状も不整形ということもございまして、このような理由から何れも建設地とすることは難しいと考えています。

今回、拓桃医療療育センターとこども病院の医療機能の連携や、敷地規模などといった観点から、こども病院北側駐車場に整備し、渡り廊下で接続するという形が最も妥当であると判断したものです。

しかしながら、肢体不自由児施設という施設の性格や、周辺環境への影響などを考慮いたしまして、可能な限り建物は低くするべきだろうと考えております。そのため、隣接する宮城広瀬高校の敷地の一部を活用して、敷地面積を拡大することにより、建物階数をこども病院と同等の4階建て程度に抑えられるのではないかと想定しています。

この事業については、来年度から建築設計業務に着手しまして、具体的に配置、階数、高さ等検討することになっておりますので、その際には、こども病院周辺にお住まいの方々の住環境に与える日影等の影響に十分配慮して、事業を進めていきたいと考えております。

また、事業の実施に当たりましては、説明会を開催するなど、周辺にお住まいの方々への情報提供に十分配慮しながら、進めていきたいと考えております。以上でございます。

企画・評価専門監

県民意見の提出状況につきましては以上でございます。

増田部会長

ありがとうございました。ただいまの御説明について、何か御意見、御質問ございますか。

小林委員

4階建てという県の計画は変わらないと思うのですが、意見を提出され

た方は、冬になると一日中、日が当たらなくなってしまうと言われていました。実際、日照問題についてどのように考えておられるのでしょうか。4階建てだと意見のとおり、全く日が当たらなくなってしまうと思いますので。

障害福祉課長 建物の形状について、できるだけ北側を低くして南側を高くするとか、これから具体的な検討を行いますが、影がどうできるかというシミュレーションは現在行っておりまして、当然、法律に違反することはできませんので、きっちりと検証しながら進めていくということになるかと思います。

小林委員 今回の段階で、日照時間等は具体的に出ているのですか。

障害福祉課長 具体的に「どの場所に、どの高さの建物」というのができないと、やはり、影がどう動くという想定ができませんので、具体的に影がどう出るのかというのを見ながら、設計していくことになると思います。

増田部会長 先ほど法律に違反しないというお話がありましたが、それは絶対条件ですけれども、この問題をきっかけとして地元との関係を崩してしまうと、後々、実際に施設を利用される方が大変な状況になってしまうということもありますので、ぜひ早い段階から情報提供していただき、建物形状の工夫で、できる限り日照を確保していただきたいと思います。後の答申でも出てくると思いますが、建設後も地元と良好な関係を築き、支援をいただけるような療育センターを目指していただきたいと思いますので、地元調整をしっかりと行っていただきたいと思います。

この県民意見について、他に御意見ございますか。

それでは、この意見も踏まえて、答申にも反映させていくようにしたいと思いますので、先に進めます。

それでは議事(2)の審議に入りたいと思います。

本日の審議対象であります拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業については、前回の部会において、現地調査を含めて審議を行ってきております。委員の皆様からの当日の御意見、御質問等は論点整理表として整理しておりますが、こうした論点を踏まえて、答申として取りまとめていきたいと思います。

前段にこれまでの経緯を事務局から御説明いただいて、その後、答申をどのような形にまとめていくかということについて、30分程度議論していきたいと思います。では、事務局から、これまでの審議経過について御説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業のこれまでの審議経過について、簡単に御説明申し上げます。

お手元の、資料2、論点整理表を御覧下さい。この表の構成につきましては、前回の第4回部会において御説明したものと様になりますが、1ページから4ページの左側半分は、昨年12月1日に開催されました第3回部会での審議内容の要旨を、評価調書の項目毎に整理をしまして、記載しております。5ページから6ページは、同日午後から実施いただきました現地調査における質問事項等について同様に記載しております。なお、今回の事業では、本日まで、追加の質疑、説明等はございませんでしたので、表の右側の「第3回部会以降の追加説明内

容・資料・対応状況」欄は空欄となっております。それから、論点の要旨内容によっては、複数の評価項目に相互に関連するものもございますが、便宜上、最もよく当てはまるとされる項目に整理して、掲載しておりますので御了承願います。

それでは、第3回部会での審議内容につきまして、資料に従い、簡単に御説明いたします。最初に1ページ、こちらは事業概要や事業費についての項目となります。審議内容としましては、現在の拓桃医療療育センターにおける移転後の取扱いや維持管理費用、さらには、県内外、近県の方の施設の利用状況や移転先の施設面積などについての御質問等がございました。2ページを御覧下さい。こちらは、事業実施の時期や手法、実施場所が適切であるかどうかの項目ですが、こども病院と拓桃医療療育センターとの一体化の議論についての過去の経緯に係る御質問、また、こども病院との一体的な整備手法によるメリットや課題等、さらには建設予定地における面積の妥当性や、こども病院とのデザイン面の調和とコストとのバランスの問題提起、利用者に配慮した施設配置計画の必要性や、隣接する宮城広瀬高校への影響等についての御質問がございました。3ページを御覧下さい。こちらでは新たな支援学校において期待される効果や利用者への具体的な配慮の考え方、また、新たな施設の運営主体や整備水準等についての御質問がございました。4ページを御覧下さい。上段は前ページからの続きで、事業の経費が適切であるかどうかの項目になりますが、維持管理費の算出根拠の考え方や財源内訳について御質問がございました。また、下段には、第3回部会時点での部会長の審議論点まとめを記載してございますので御確認願います。5ページを御覧下さい。冒頭でも触れましたが、こちらには、現地調査における委員の皆様からの主な御質問や御意見を記載しております。また、5ページ中段以降は「現地調査まとめ」として、増田部会長はじめ、委員の皆様からいただきました御意見、所感などを要旨として記載しておりますので、簡単に御紹介いたします。

5ページの中段ですが、増田部会長からは、早い時期での建て替え、移転が必要と思われるとの所見をいただいております。小林委員からは、現在の拓桃医療療育センターでは、十分なスペースが確保されており、かつ、マンツーマン的なきめ細やかな対応がされているようだが、移転後においても、そうした長所が生かされるよう配慮して欲しいとの御意見でございました。次ページになります。京谷委員からは、現在の拓桃において取り組みが行われている、自然との触れ合いなどのスペースが確保できるかが課題であるとの御意見をいただきました。西出委員からは、移転先においても、広瀬高校など周辺学校との連携を維持できるような関係づくりを考えていただきたいとの御意見でございました。浅野副部会長からは、現施設のような広い施設が移転予定地に収まるかという不安はあるが、子どもたちが元気に過ごせるような環境が早くできればと思うとの所感でございました。福田委員からは、移転した後の敷地の有効活用について、積極的に考えて欲しいといった御意見、所感等をいただいております。

拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業の審議経過の説明については、以上でございます。

増田部会長 これまでの審議内容の御報告がありました。委員の方から、補足の御意見や新たな論点等あれば出していただきたいと思っております。

浅野委員 論点整理表中、評価結果7の事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうかということについて、これまでは部会としての記載が無いわけですが、県民の意見もありましたので、部会としても、住環境に配慮する必要があるということに記載していただいたほうが良いかと思えます。

増田部会長 今回の県民意見の提出を受けて、周辺的生活環境への影響が無いよう、もしくは少なくなるような対応が必要であろうということ、議論の経過として付加しておきたいと思えます。ありがとうございました。

企画・評価専門監 今回の御意見につきまして、本日の部会での意見ということで記載させていただきます。

増田部会長 現地調査の際にも御意見がありましたが、現在の施設は老朽化が進んでいるものの、自然環境にも恵まれ広い施設でゆったり配置されているということで、先ほどの日照の問題とあわせて、建築家の腕の見せ所といった面もあるプロジェクトになってくると思えますので、敷地制約等もありますが、現有の県有地や広瀬高校との調整も加えて、考えていただきたいと思えます。

他に御意見はありませんか。

それでは、これまでの審議経過を踏まえて、大規模事業評価部会としては、事業実施することについて妥当であるという結論を下したいと思えます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

増田部会長 それでは、大規模事業評価部会としては、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業については、実施が妥当という判断としたいと思います。

次に、実施を前提に答申内容の審議ということになりますが、既に資料3として、部会長案を作成しております。この答申案を参考にしながら議論を始めたいと思えますので、事務局から答申案の読み上げをお願いします。

政策課長 それでは、資料3を御覧下さい。

1枚目につきましては答申の表紙でございまして、2枚目の別紙を御覧下さい。読み上げさせていただきます。

拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

記の1としまして、拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の医療、療育及び教育の各機能を踏まえ、宮城県立こども病院と一体的に整備するメリットが最大

限生かされるよう、十分な調整を行うこと。

2としまして、肢体不自由児施設としての特性を考慮し、必要とされる機能が十分に発揮できるスペースを確保するとともに、患者及び家族等の利用者の視点に十分に配慮すること。

3としまして、拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校は、宮城県立こども病院と一体的に整備されることから、円滑な管理運営が行えるよう、施設整備後の運営形態のあり方について十分に検討すること。

4としまして、建設地として、宮城県立こども病院及び隣接する宮城広瀬高等学校の敷地の一部を予定していることから、当該高等学校における教育環境の確保に配慮するとともに、地域住民や関係機関とも十分な調整を図ること。

以上でございます。

増田部会長 ありがとうございました。

この答申にあたって、記以下に4つの条件を附しています。それぞれ審議経過で出された、細かい論点はたくさんあるのですが、それらを個別に列挙するというよりは、広義的に包括した形で、答申の検討事項としてまとめています。

1点目は、これまで拓桃医療療育センターと拓桃支援学校が担ってきた機能である、医療、療育、教育という3つの柱があり、原則としては現状の機能を確保することが前提であるが、こども病院と一体化することによって、医療面での高度化、さらには支援学校としても効果的な教育環境の提供など、移転を機に、一体化のメリットが最大限生かされるよう、十分な調整を行っていただきたいというものです。

2点目は、肢体不自由児施設ということで、車いすの利用者への配慮や渡り廊下の構造など、特殊な建設構造にならざるを得ない部分、さらには、いろいろな施設機能を限られた敷地内にコンパクトに収めるという設計条件などが想定されるので、患者や家族等の利用者の視点を十分取り入れながら施設設計を行っていただきたいというものです。

3点目は、こども病院と拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の各施設は、現状では異なる運営主体により管理運営が行われているが、一体的に整備されるなかで、施設整備後の運営形態については、今後も議論が必要と思われるので十分な検討を行っていただきたいというものです。

4点目は、県民意見でもありましたが、事業を進めるに当たっては、近隣住民はじめ、周辺には宮城広瀬高校もありますので、周辺の関係機関も含めて、十分な調整を図っていただきたいというものです。

以上、これまで議論がなされた論点を、4つに整理いたしましたので、皆様から御意見をいただきたいと思います。御意見があればお願いします。

井上委員 付記の2のところ、機能面での十分なスペース確保という記載がありますが、やはりこの施設は、子どもたちの生活空間として重要な場になると思いますので、機能面の充実とともに、「生活環境の豊かさの確保」といった内容も盛り込んだほうがよいかと思うのですが。

増田部会長 こども病院に入院されている方もそうだと思いますが、拓桃医療療育センタ

ーで長期に生活するということがありますので、ただいまの御意見につきましては、「機能」のところに生活環境の部分も加えるといった、字句修正で対応したいと思いますがよろしいですか。

他に何かございますか。

それでは、今の意見も踏まえて、全体については大きな修正はなく、2番については「生活環境の確保」といった内容を盛り込み、文章を修正して答申に当たりたいと思います。字句修正については、私と事務局に一任ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

増田部会長 修正した案につきましては、皆様にお知らせした上で進めたいと思います。それでは、以上で本日の議事を終了いたしますが、この議論を踏まえまして、前回と同様に、私が代表して知事に答申したいと思いますので、御一任いただければと思います。それでは、以上で本日の議事を終了いたしますが、次第の4、その他の項目について事務局から御説明をお願いします。

司 会 委員の皆様、本日の御審議、ありがとうございました。本日、まとめていただきました答申書につきましては、1月17日(月)に、増田部会長から知事に答申いただく予定です。既に答申いただきました大島架橋事業並びに登米地区統合校に係る校舎等改築事業と同様に、県では、この答申内容を踏まえまして、最終的な評価書を作成し、1月下旬に公表を予定しておりますので、その際には、委員の皆様にも御報告させていただきます。また、次回の第6回部会は、2月17日(木)に開催を予定しております。平成11年度に大規模事業評価を実施した仙台中央警察署庁舎建設事業の完了報告を行う予定です。開催案内の文書は、追って送付いたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上ですが、その他、御質問などはございませんでしょうか。以上をもちまして、平成22年度第5回大規模事業評価部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 小林 達子

議事録署名人 福田 稔